

令和4年 第10回

教育委員会定例会会議録

とき 令和4年7月12日

品川区教育委員会

令和4年第10回教育委員会定例会

日 時 令和4年7月12日(火)

開会：午後2時

閉会：午後2時33分

場 所 教育委員室

出席委員 教 育 長 中島 豊
教育長職務代理者 富尾 則子
委 員 海沼 マリ子
委 員 塚田 成四郎
委 員 吉村 潔

出席理事者 教 育 次 長 米田 博
庶 務 課 長 宮尾 裕介
学 務 課 長 勝亦 隆一
指 導 課 長 中谷 愛
教育総合支援センター長 矢部 洋一
学校施設担当課長 森 雄治
統括指導主事 丸谷 大輔

事務局職員 庶 務 係 長 菅野 祐輝
書 記 藤沼 真也子
書 記 根本 亮佑

傍聴人数 3名

次第

- 第 43 号議案 学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
- 第 44 号議案 学校教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則
- 第 45 号議案 幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
- 報告事項 1 令和 3 年度後期一般監査の措置結果について
- 報告事項 2 令和 5 年度品川区立学校特別支援学級使用教科用図書について

【教育長】 ただいまから令和4年第10回教育委員会定例会を開会いたします。

本日の署名委員には富尾教育長職務代理者、塚田委員のお二方を御指名いたします。よろしく願いいたします。

なお、本日は傍聴の方がおられますので、お知らせいたします。

それでは、本日の議題に入りたいと思います。

日程第1、第43号議案 学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則、日程第1、第44号議案 学校教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則、日程第1、第45号議案 幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則、これらの3つの議案につきましては、一括して事務局より説明をお願いし、質疑の後にそれぞれに採決をしまいたいと考えます。

では、事務局のほうから説明をお願いいたします。

指導課長。

【指導課長】 それでは、特殊勤務手当に関する規則の改正及び義務教育等教員特別手当に関する規則の改正について御説明いたします。

資料の1、2、3を御覧ください。

先般、学校教育職員の給与に関する条例及び幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正が可決されたことに伴いまして、このたび関係規則の改正を行うものであります。改正内容としましては、議案番号43から45まで3つございます。

まず、議案番号43 学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則についてですが、5種類ございまして、まず非常災害時の児童・生徒の保護等業務が3,200円から8,000円。

そして、次に、特に被害が甚大な災害発生時の児童・生徒等の救援業務が6,400円から1万6,000円。

3つ目としまして、児童・生徒の負傷等救急の業務、第4としまして、児童・生徒の緊急の補導業務がともに3,000円から7,500円。

そして、5つ目としまして、修学旅行等児童・生徒の指導業務で泊を伴うものが1,700円から4,700円となります。

また、議案番号45の幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則につきましても、修学旅行の項目を除く4点の内容について同額の費用増という形になります。

議案番号44の学校教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則については、6級職の級号給に応じまして、義務教育等教員特別手当を支給するものになりますが、これまで最大の額が7,950円であったものを、段階的に増額を行いまして、最大の額が8,570円となります。

1枚おめぐりいただきまして、裏面を御覧ください。

施行期日につきましては、令和4年4月1日といたしまして、4月1日以降、現在に至るまで該当する手当については、内払いとなる予定でございます。

2枚目以降につきましては、参考といたしまして今回の規則改正に係る詳細と新旧対照表をお示しさせていただいております。

以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。質疑については、3つの議案全てに共通して受けたいと思います。御質問等がある方はお願いいたします。

塚田委員、どうぞ。

【塚田委員】 この改正内容のうち、金額がかなり大幅に上がっているんですが、例えば非常災害時の児童・生徒の保護等業務、3,200円から8,000円。これは何か理由があるんですか。

【教育長】 指導課長。

【指導課長】 この金額の増額につきましては、社会情勢も変わる中で、教員の待遇面が非常に注目されており、しっかり増額をしていこうというような東京都の動きもございまして、それを反映して今回、品川区でも見直しをするということになりました。

【教育長】 よろしいですか。

【塚田委員】 そうすると、要は、以前はこんな程度でいだろうということだったんですかね。

【教育長】 これは毎年見直されてこういうふうになってきたわけではなくて、今回は一区切りということで大きく上がったと理解すればいいですか。

指導課長。

【指導課長】 そのような形になりまして、この教員特殊業務手当というのは、これ以外にも部活動ですとか、競技の大会の引率ですとか、様々内訳ございますが、それらにつきましては、一通りの増額が済んだ形になりまして、今回、残りの今まで増額ができていなかったところを全て増やすというような形になっております。

【塚田委員】 了解です。

【教育長】 そのほかいかがでしょうか。

富尾教育長職務代理者。

【富尾教育長職務代理者】 ちょっと質問なんですけど、こういった1から5までのことが同時に発生した場合には、それぞれ加算されて支給されるものなんでしょうか。

【教育長】 指導課長。

【指導課長】 もしも同一の時間帯に複数、最低でも2つ以上の業務が全く同一の時間帯に重なってしまった場合は、その実施した業務のうち最も高い額の手当で支給をされるということになります。

以上です。

【教育長】 つまり、修学旅行先で児童・生徒の緊急の補導業務が発生したというときには、(4)に準じて支給がされるという判断でよろしいでしょう。

そのほかいかがでしょうか。

吉村委員。

【吉村委員】 43号議案なんですけど、5つ項目がありますが、例えば5番の修学旅行等児童・生徒の指導業務、これは大体どこの学校でも宿泊業務をやるときにこれを計算してというか、やるのかなと思うんですけど、実際の運用として、2番は被害が甚大なん

ですから、1番とか3番とか4番は、これは実際どれぐらい運用されているんですか。これは学校からこういうことで出てきて手当を入れてというの、かなりあるんですか。

【教育長】 指導課長。

【指導課長】 昨年度の実績になるんですが、御指摘のとおりほとんどないんですが、昨年子供の救急業務に当たったということで1件。コロナ対応で、初めて学級閉鎖することを検討する際に、子供の救急業務にあたり、救急車で搬送するというようなことを行ったことで1件適用されている例がございます。

以上です。

【教育長】 吉村委員、どうぞ。

【吉村委員】 今回、額が結構上がっているということもあるので、これは多分、1番とか3番なんかもあるかもしれないですね。こういうときに、こういうふうなことがあるんだよということは改めて学校に周知して、せっかくこういうふうになるんだったら、これは運用していけるようにするべきかなとは思いました。

以上です。

【教育長】 よく子供がけがをして救急車を呼びました、それに教員が同乗して病院まで行きました、ずっと夜まで保護者の人と一緒に対応したなんてケースもあるでしょうから、そういったことが該当してくるんだろうと思いますので、周知のほうをしっかりとお願いできますか。

ほかにはいかがでしょうか。

富尾教育長職務代理者。

【富尾教育長職務代理者】 この児童・生徒というのは、御自身が働いている学校に在籍している児童・生徒に対しての補導業務だったり、救援業務だったりというようなことになるのでしょうか。

【教育長】 よその学校の児童・生徒は該当するのということですね。どうですか。大丈夫ですか。指導課長。

【指導課長】 指導をしている対象という意味で申し上げますと、所属している子供たちということになるかと思いますが、ここで書かれている業務内容というのは、広い意味での児童・生徒だと思っておりますので、例えば災害が起きてしまっただけで救援しなければいけない子供たち、その際には基準の内容に達成していると思っておりますので、範囲としては児童・生徒というのは、救援しなければいけない対象の子供たちのことを指すことになるかと考えております。

【富尾教育長職務代理者】 そうしますと、例えば私立に通われているようなお子さんたちというのもその中に入ってくるのでしょうか。

【教育長】 指導課長。

【指導課長】 私立のお子さんまで適用するという規定はこの中にはないので、そこは明確に適用されるということは申し上げることができないと思っております。

【富尾教育長職務代理者】 分かりました。

【教育長】 公立学校の教員が私学の子供たちがいる場面に、自分の学校の子供たちなしにいるということはあまり考えられないかなというふうには思うんですが、以前、東日本大震災の折に、東京ディズニーランドですか、あそこに中学生が卒業遠足で行っていて、

避難せざるを得なかったというときには、多数の学校の子供たちがいたんだろうと思いますし、そのとき、うちの学校の子供だけというわけにはなかなかいかない部分もあるでしょう。あと、部活の練習試合ですとか、大会ですとか、そういうときも該当してくるのかもしれない。

そのほかいかがでしょうか。

では、それぞれ採決していきたいと思いますが、よろしいですか。

では、採決いたします。

第43号議案 学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則について、本件は原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件は原案どおり可決することと決定いたします。

次に、第44号議案 学校教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則について、本件は原案どおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認めまして、本件も原案どおり可決することと決定いたします。

3つ目、第45号議案 幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則について、本件も原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認めまして、本件も原案どおり可決することと決定いたしました。

次は、日程第2に移ります。報告事項の1 令和3年度後期一般監査の措置結果について、事務局からの説明をお願いいたします。

庶務課長。

【庶務課長】 それでは、私から資料4に基づきまして、令和3年度後期一般監査の措置結果報告について御報告を申し上げます。

まず、令和3年度後期一般監査でございますが、まずこれは表紙のところから2枚おめくりいただくと、ページ番号が下に振ってございます。ここから1ページから11ページまでが区長部局に関わる部分になってございます。それぞれ資料につきましては、上段に監査からの指摘事項、それから下段に処理経過、その指摘事項を受け、原因分析をし、それから、再発防止策と今後の対応方針等々を記した処理経過を記してあるという資料の構成になってございます。

区長部局、11ページの次をおめくりいただきますと、こちらからが教育委員会分になってございます。教育委員会につきましては、例年、前期の一般監査で事務局、本課の分を監査いただき、後期、本件でございますが、後期で学校の分を監査いただくという形になってございます。

なお、令和2年度につきましては、新型コロナの感染の関係で、こちらの監査につきましては中止となってございました。

今回、令和3年度、後期一般監査につきましては、残念ながら指摘事項を8点いただいております。それぞれポイントを絞って御説明申し上げます。

1枚表紙をおめくりいただきまして、1ページから御覧いただければと思います。1ペ

ページと2ページにつきましては、契約事務に関することをごさいます、趣旨としては同様のものごさいます。同様、同種の物品を購入する際、同日、または近接した時期に分割して契約が締結されているという指摘ごさいます。本件につきましては、集約する期間等を設け、一括で発注可能であるかの確認を徹底するというごさいます。御報告ごさいます。

おめくりいただき、2ページは1ページと同様の趣旨ごさいます。

3ページごさいます。

3ページ、支出事務についてごさいます。こちらは、集合写真について、本来であれば私費会計から支払う、執行するべきところを誤って公費会計により支払いを行ったため、当該代金分の戻入処理が行われていたという指摘ごさいます。本件につきましては、複数の職員間での内容を徹底することを処理経過として御報告ごさいます。なお、こちらにつきましては、当然のことですが会計処理につきましては指摘を受け、速やかに是正ごさいます。

おめくりいただきまして、4ページを御覧いただければごさいます。

指定消耗品の管理に関する指摘ごさいます。こちらは、郵券ごさいます、こちらの執行内容を記録いたします消耗品受払簿ごさいます、令和2年度分に記載の繰越枚数と令和3年度に記載の繰入枚数、これの券種が一致しないという指摘ごさいます。こちらは、今後、現品と消耗品受払簿の照合を徹底するというごさいます。御報告ごさいます。こちらにつきましても、直ちに指摘を受け、是正処理は完了ごさいます。

お隣、5ページを御覧いただければごさいます。

備品の管理についてごさいます。こちらは、備品の管理、本来は登録の際に購入金額で登録を行うのが正しいものごさいますけれども、こちらはこれとは異なる金額で管理をされていたというごさいます。こちらは、具体的には、他の物品を含んだ購買契約の総額を誤って財務会計システムに入力していたというごさいます。こちらにつきましても、複数の職員での内容確認を徹底的に行うとともに、定期的に台帳の点検を行うというごさいます。御報告ごさいます。なお、こちらにつきましても、指摘後、直ちに修正処理を行っているものごさいます。

おめくりいただきまして、6ページを御覧ください。

6ページと7ページ、こちらの2件につきましては、理科室の管理に関するものごさいます。例年、こちら、理科室の薬品の管理について御指摘を受けているごさいます。

6ページのほうは、こちらは薬品管理の一覧表がそもそも作成されていなかったという案件ごさいます。こちら直ちに一覧表を作成しますとともに、薬品管理責任者及び管理担当者の2名体制で適正な管理を徹底していく旨を経過として報告ごさいます。

お隣、7ページのほうごさいますけれども、こちらの指摘事項といたしましては、薬品の管理一覧表と実際に薬品管理簿に記載されている薬品の番号、受入年月日に相違があるという指摘ごさいます。こちらにつきましても、直ちに是正をするとともに、今後は複数の職員で点検体制を強化していく旨、処理経過として報告ごさいます。

ました。

おめくりください。最後8ページでございます。

給与事務及びサービスの管理についてでございます。こちらは、東京都が任用した会計年度任用職員のうち時間講師でございますが、こちらの出勤簿が、本来東京都が任命した職員でございますので、当然のことながら東京都が定めた様式を用いて出勤簿をつけるところをそうになっていなかったというところでございます。こちらにつきましても、直ちに作り直しをするとともに、校長を含め複数名での職員による確認を徹底するというところで経過報告をさせていただきました。

以上でございます。指摘事項につきましては、直ちに是正をしているところでございますが、本来は指摘事項というのは0であることが当然の目指すべき、あるべき姿であるというふうに感じております。こちらにつきましては、先日の校長会で周知を行うとともに、注意喚起を促したところでございます。

また、理科室の管理の部分につきましては、根拠となる通知文、こちらを再度各学校のほうに送らせていただいて、いま一度確認をとということでお願いしたところでございます。

なお、このページ以降のページにつきましては、去る3月18日に監査のほうから実際にあった通知文を参考として添付をしているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。質疑があればお願いいたします。

年に2回ある一般監査、その学校版の、学校と言っても全校一遍ではありませんので、抽出された学校の分の結果という形になります。委員の皆様にもチェックしていただいている理科室の課題も、これだけチェックをしても出てきているという状況が見られるようですが、何か御質問等ございますでしょうか。

吉村委員。

【吉村委員】 質問は1つなんですけれども、3ページのところであとでちょっと質問なんですけど、例えば1ページの件は確かに計画的に一括契約をして事務の効率化を図るのが筋だと思うんですけれども、結構、学校は早く欲しいということになるとこういうことをやりがちなんだろうと思うし、ある意味、教員の側からすると少しでも早く欲しいということでこういうのが起きるんだろうなと思いますね。それは適切ではないのかもしれないけど、気持ちは分かるなという話で。

3ページなんですけど、質問なんですけど、集合写真について公費と私費の区分を混同したということなんですけど、下のほうの処理経過の中に「卒業アルバムや生徒手帳で使用する写真代金を公費で支払う等の場合もあることから」と書いてあるんですけど、卒業アルバムを公費で支払うと、これ文章がこう受けているのかどうか分からないんですが、卒業アルバムを公費で支払うというケースはあるんですか。

【教育長】 庶務課長。

【庶務課長】 御質問の私費と公費で支払う区分でございますけれども、確かに指摘された事項について誤りやすいといえますか、紛らわしいというか、本当に注意をしっかりとっておかないと、これは私費、これは公費でというのが、一見、性格が似たようなもので私費と公費でしっかり区分がされているというものは確かにございます。なんですけど、実際、明確にこれは私費、これは公費ということで決まっているところがございますので、

それは改めてこれからも教育委員会のほうから、公費と私費、明確に分かれているものについて混同することのないようにということは、機会があるごとに言っていきたいというふうに思っております。

【吉村委員】 多分、卒業アルバムについては私費なのかなという感じがするんですが。

【教育長】 卒業対策委員会をどこの学校でもつくって、その中で卒業生に当たる子供たちの家庭から私費会計として集金をして、それで賄っているというのが現状かなという感じはいたします。例えば入学式の写真というのは、卒業アルバムに使うことももちろんあるんですけど、その入学式の写真だけは、これは公費として学校で記録で取るというケースもあるわけで、そういったときに卒業アルバムにその写真を活用するというような状況はあるのかもしれませんが。もちろんそのときにお金を払う必要はないんですけどね。庶務課長が言ったように、公私をしっかりと明確にしておく必要があるということなんでしょうね。

そのほかいかがですか。

さっき吉村委員もおっしゃっていましたが、学校というのは、特に消耗品、運動用のボールですとか、こういったような物は欲しくなったら買うというようなイメージがあるんですね。ところが、予算の執行に関しては、ある程度、予算がついた段階で全部買って、それを年間通して使っていくという感覚で購入すれば一括購入ができるのではないかなと思うんですけども、それぞれが必要になったときに購入している状況が現場では結構見られる状況があるので、こういったところが起きてしまうんだらうと思うんですね。頂いた予算は1学期のうちに消費するんだと、全部ね。そういうような感覚を学校のほうにも指導していくことが必要なのではないかなと思います。

そのほか質疑はございませんでしょうか。

特にございませんか。

では、私たちもまた理科室のチェックをいま一つ厳しくしていきましょう。また、これにつきましては、直々に監査委員から私ども三役が御指導いただく場面というのがありますので、そこでまた意識を新たにしていきたいと思います。

令和3年度後期一般監査の措置結果につきましては、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 本件は了承いたします。

次です。日程第2、報告事項2 令和5年度品川区立学校特別支援学級使用教科用図書について、事務局からの説明をお願いいたします。

教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 資料はございませんが、令和5年度使用、特別支援学級の教科用図書採択につきまして、私から御報告をいたします。

このことにつきましては、令和5年度品川区立小中学校使用教科用図書に関する要領では、特別支援学級用教科書につきましては、原則として当該採択地区の小中学校及び義務教育学校の通常の学級で使用する教科書と同じ教科書を使用するものとしております。

しかし、附則第9条図書につきましては、児童・生徒の実態に応じて特別な教育課程を編成した場合、また、当該学年で使用する教科書が適当でない場合、毎年度、採択替えを行うことができるとされております。

この要領にのっとりまして、附則第9条図書については調査することを目的としまして、関係学校には新規選定希望表を6月10日金曜日までに教育総合支援センターに提出いただくようお願いしておりましたが、新規図書の希望はございませんでした。

これを受けて、6月29日水曜日の選定委員会で従来から本区が認めている図書に新たに加える図書がないことを確認いたしましたので、こちらに報告いたします。

以上です。

【教育長】 説明が終わりました。質疑があればお願いいたします。

特別支援学級使用教科用図書につきましては、毎年採択するというのが基本的な考え方になっておりますので、今回、要項等も資料で用意しておいていただければ分かりやすいかなというふうに思います。事務局のほうでもまた御検討ください。

新たな追加の教科用図書はないという形であるということでしたけれども、何か委員の皆様、質疑等はありませんでしょうか。

富尾教育長職務代理人。

【富尾教育長職務代理人】 今年度は新規の希望がなかったということですが、これまでに全く通常学級と同じ教科書だけで大丈夫ですよということではなく、今まで採択してきた図書を利用して学習を進めるので、今年度新たに採択するものがなかったという意味で大丈夫でしょうか。

【教育長】 教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 そのとおりでございます。昨年度、年度途中で人体に関する、体の資料があったんですけども、それがもう廃版になってしましまして、新しく別なものを入れたということがございますが、これまであったとおりのものを活用してということで、今回は追加はございません。そういう意味でございます。

【富尾教育長職務代理人】 ありがとうございます。

【教育長】 ほかにはいかがでしょうか。

特別支援学級におきましてもタブレットが導入されたということもありまして、そのアプリケーションを使って様々に工夫しているところで、紙ベースの教科書とタブレットのハイブリッドの中で子供たちの可能性を少しでも高めていければというような視点を持っているかなというふうに思います。

それでは、令和5年度品川区立学校特別支援学級使用教科用図書につきまして、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件も了承いたします。

事務局からその他何かありますか。

【事務局】 ございません。

【教育長】 それでは、以上で本日の議事日程は全て終了となります。閉会を宣告いたします。

— 了 —